

長野市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成25年12月27日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成23年度 定期監査（前期・後期）（23監査第 111号）分

指摘事項		平成24年度の措置状況	担当課
2 収入事務 (3) 条例に則った収入事務を徹底すべきもの (報告書5ページ)	エ 条例では、使用料は前納するものと規定しているが、納付書が使用日以後に発行され、後納されていた事例が散見された。	使用実績により料金が決定するため、現在の前納方式が実態と乖離しているため、使用料について、他の施設に合わせて、平成25年度4月から時間区分による使用とし前納とする、条例改正の手続きをしている。	農業政策課